### ポスト2020目標と水田目標2030

ラムサール・ネットワーク日本 金井 裕



# 田んぼの生物多様性向上10年プロジェクトから

田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクトへ

ラムサール条約: Ramsar COP10(2008): X.31 湿地システムとしての水田の生物多 様性向上,(日韓の政府・NGO提案)

生物多様性条約:CBD COP10(2010) 愛知目標(生物多様性保全の20の目標) X/34 農業生物多様性の決定.

\_\_\_\_\_ 田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト

(2013-2020)

- ・愛知目標に対応した水田目標と行動計画への参加
- ・日韓田んぼの生きもの調査

ラムサールCOP12(プンタデルエステ、ウルグアイ,2015) ラムサールCOP13(ドバイ、UAE、2018) 政府・NGOとともに水田サイドイベントを実施

#### 田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト (田んぼ2030プロジェクト)

2030 Project on Biological/Cultural Diversity in Rice Paddies

田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト成果

生物多様性条約 ポスト2020目標

持続可能な開発目標

(SDGs: Sustainable Development Goals)

 

 参加してほしい人たち
 田んぽの 生物多様性に 関心をもつ人

 農家
 農業関係団体
 企業・団体
 行政関係

 教育関係
 消費者
 市民団体
 研究者

田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト冊子 https://tambo10.org/plan

田んぼ2030プロジェクト 新水田目標



#### 2030年ターゲット(取るべき行動)

- a 脅威の縮小
- 1.全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
- 2.劣化した生態系の20%を再生・復元
- 3.陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
- 4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
- 5.種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
- 6.外来生物 の新規侵入及び定着を50%減
- 7.環境中に喪失(放出)される栄養分及び殺虫 剤の量をそれぞれ1/2及び2/3減らし、プラス チック廃棄物の流出を削減(根絶)させる
- 8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献
- b 人々の要請に応える
- 9.種の持続可能な管理による栄養、食料安全 保障、医薬、生計を含む、福利の確保
- 10.農業、養殖業、林業で使われている空間を 持続可能に管理し、生産性等を向上
- 11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの 保護に貢献する自然の恵みを維持・促進
- 12.緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
- 13.ABSを促進・確保するための措置の実施

cツールと解決策

14.政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合

15.全てのビジネスが生物多様性への依存及 び影響を評価・報告・対処(悪影響を半減)

16.廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、 必要な情報の入手を可能にさせる

17.パイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施

18.生物多様性に有害な補助金を改廃(年 5,000億ドル分の廃止)し、すべての奨励措置 が生物多様性に害をもたらさないようにする

19.全ての財源からの資源(資金)動員を年 2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際 資金は年100億ドル増やす

20.啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定を先導の確保

21.生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、取り上げ

#### ■■ 水田目標 2030 一覧 ■■

水田目標	内 容
T. 1	流域の生物多様性の向上
T. 2	田んぽの生態系の回復・再生と、未来への継承
T. 3	田んぽの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み
T. 4	田んぽの生きもの保全・回復
T. 5	田んぽの生きものの遺伝的多様性の保全・回復
T. 6	人と生きものとの共生
T. 7	田んぽの外来生物への対策
T. 8	稲作による汚染・環境負荷の低減
T. 9	田んぽを通した気候変動対策
T.10	伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進
T.11	田んぽによる災害被害の低減と回復
T.12	都市環境保全と田んぼとの連携
T.13	地域・風土に適応した品種の開発・保全
T.14	田んぽの生物多様性保全政策の実施
T.15	田んぽの生物多様性保全を推進する企業活動の発展
T.16	市民の価値観・行動の変革による生物多様性を育む農業の主流化
T.17	バイオテクノロジーによる悪影響への対処
T.18	生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善
T.19	生物多様性を育む農業支援の確保
T.20	生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用
T.21	市民・NGO などの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保
T.22	国内外の組織・機関や団体との協働の推進

#### 田んぼとその周辺での活動

田んぼの生きものを回復し増やす

田んぼの生きものと社会課題を解 決する

農家とともに歩む企業・市民

政策·施策

国際連携

社会を変える活動

#### 田んぼの生きものを回復し増やす

水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T. 1	T.1-1	流域内の里山管理と水田農業の連携を図る。地域資源の利用などを通して、流域 内の雑木林や草地・沿岸域の管理と協働する。
	T.1-2	利水計画と田んぼの水管理において、流域の生物多様性を育む。
3	T2-1	生物多様性を育む農法を広げる。
	T.2-2	生物多様性を育む農地構造の創出または回復を図る。
T. 2	T.2-3	生物多様性を育む農地管理を行う。
	T2-4	生きもの状態を把握し、生息条件を改善する。
	T2-5	総合的生物多様性管理(IBM)を推進する。
T 0	T.3-1	生きものにとって国際的に重要な湿地として持続可能な管理の枠組みに登録する。
T. 3	T.3-2	湿地機能維持を主とした管理下の田んぼを増やす。
	T.4-1	絶滅危惧種の生息条件を整備する。
T. 4	T.4-2	野生復帰事業に協力する。
	T.4-3	その地域に生息する生きもの全般を維持する。
	T.7-1	外来生物の生息状況と影響を調査する。
T. 7	T.7-2	外来生物の駆除を行う。
	T.7-3	外来生物の食材などへの利用を促進する。







# 田んぼの生きものと社会課題を解決する

水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T. 6	T.6-1	生きものの相互活動を利用した防除を行う。
	T.6-2	被害を起こす生きものの侵入を防ぐ環境を整備する。
	T.6-3	被害を起こす生きものの利活用を図る。
	T.6-4	生きもの同士や人と生きものの過剰接触による病原体感染を防ぐ。
T. 8	T.8-1	田んぼとその周辺への殺虫剤・除草剤を散布しない。
	T.8-2	ブラスチックを含む肥料を使用しない。
	T.8-3	化学肥料を使用しない。
	T.8-4	肥料全般を適正に使用する。
	T.8-5	生態系配慮型の資材を使用する。
	T.9-1	温室効果ガスの排出を抑えつつ、生物多様性保全とも両立できる農法を検討する。
	T,9-2	震地における炭素蓄積への貢献策を検討する。
T.9	T.9-3	田んぼへの水張りにより、地域の気温の低下を図る。
	T.9-4	高温による田んぼの生きものへの影響を緩和する。
	T,9-5	農法や農業資材における化石燃料への依存を低減する。
	T.9-6	耕作放棄地を利用して、気候変動対策機能を持つ湿地の再生を図る。







水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T.10	T.10-1	祭事などで使われる田んぼの動植物を見直す。
	T.10-2	現在、あるいは過去に食材として利用されている動植物を見直す。
	T.10-3	新たな食材を開拓する。
	T.10-4	生活用材としての田んぼの動植物を見直す。
	T.10-5	地域の水資源管理を見直して、水循環を復活させる。
	T.10-6	地域資源の循環などにより、肥料の海外依存率を低下させる。
	T.11-1	田んぽダムを推進する。
	T.11-2	畔を高くする。
	T.11-3	排水・貯水管理を水路で実施する。
T.11	T.11-4	棚田により土砂崩れを防止する。
	T.11-5	田んぼへの水張りにより地下水を涵養する。
	T.11-6	福島原発事故による放射能汚染対策に貢献する。
	T.11-7	東日本大震災後の復興の経験・情報を蓄積し、共有する。
	T.12-1	消費者への稲作・生きもの体験として、農作業や生きもの調査を行う。
	T.12-2	ヒートアイランド現象の緩和を図る。
T.12	T.12-3	公園に田んぼを増やし、その活用を図る。
	T.12-4	都市住民と農家との交流を深めて、都市農地の価値を共有する。
	T.12-5	都市農地を減少させない。



水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T.12	T.12-1	消費者への稲作・生きもの体験として、農作業や生きもの調査を行う。
	T.12-2	ヒートアイランド現象の緩和を図る。
	T.12-3	公園に田んぼを増やし、その活用を図る。
	T.12-4	都市住民と農家との交流を深めて、都市農地の価値を共有する。
	T.12-5	都市農地を減少させない。
T.13	T.13-1	地域や風土に適した品種を開発し、生産者に安価で安定的に提供する。
1.15	T.13-2	地域の生産者や地方自治体が開発した品種の知的財産権を保障する。
	T.15-1	サプライチェーンにおいて生物多様性を育む農業に配慮した農産物の生産を推進 する。
	T.15-2	企業が生物多様性を育む農法を評価し、その加工品・作物の流通・販売・消費に 積極的に取り組む。
T.15	T.15-3	生物多様性を育む農業に配慮した農産物の販売店を育成する。
	T.15-4	生物多様性を育む農産物を取り扱う流通・小売業者を増やす。
	T.15-5	消費者に生物多様性を育む農業に関する広報・啓発に取り組む。
	T.15-6	生物多様性を育む農業への支援(財的・人的・物的)を増大させる。
	T.16-1	地域やターゲットに応じた普及啓発ツールを作成・利用し、すべての関係するセクターがあらゆる機会に、持続可能な農業・生物多様性を育む農法と農産物を放報する。
T.16	T.16-2	社会教育、学校教育などで、生物多様性を育む農業の体験や田んぼの生きものの 観察会、生きもの調査を実施する。
	T.16-3	都市住民に農村を訪れて、交流・労力提供を行う場を作る。
	T.20-1	生きものと関係する地域行事(祭りなど)を引き継ぎ、創り出す。
7.00	T.20-2	生物素材の建材・民具・玩具を引き継ぎ、創り出す。
T.20	T.20-3	田んぼの生きものを食材とした料理を引き継ぎ、創り出す。
	T.20-4	天敵利用など過去にあった技術を掘り起こし、現代的な農法に活かす。

### 農家とともに歩 む企業・市民







水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T. 3	T.3-1	生きものにとって国際的に重要な湿地として持続可能な管理の枠組みに登録する。
	T.3-2	湿地機能維持を主とした管理下の田んぼを増やす。
T. 5	T.5-1	地域で育まれてきた品種を活用する。
	T.5-2	種子(たね)の交換会などで、地域特有の品種を維持・活用する。
	T.5-3	シードバンクなどの設立・運営を推奨する。
	T.14-1	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を見直し、本制度の目的に合った活動を義務化する。
T.14	T.14-2	政府や行政関係者と田んぼの生物多様性を育む人びととの意見交換・検討会を行う。
	T.14-3	生物多様性保全部門と農業部門との連携体制を整える。
	T.14-4	生物多様性保全にかかわる国家・地域戦略などを検討・改善する。
T.17	T.17-1	バイオテクノロジーによる環境や農作物・人体への悪影響を、「予防原則」に基づ いて防止する。
	T.17-2	展作物と交雑の可能性のある遺伝子操作生物(遺伝子組み換えやゲノム編集など) の、環境中への拡散を予防する。
	T.17-3	新しいバイオテクノロジーによって作られた展作物の種苗・生産物・加工品など が識別できるように表示をする。
***	T.18-1	各省庁の補助金制度の生物多様性への成果と悪影響を検証する。
T.18	T.18-2	有害な補助金制度を改善または廃止する。
	T.19-1	行政(政府・自治体)は支援制度を新設・拡充する。
T.19	T.19-2	民間の財団・企業等は支援プログラムを拡充する。

# 政策・施策





水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T.21	T.21-1	国・地方自治体は、市民・NGO などが意思決定の場に参加するためのガイドラインを作成する。
	T.21-2	農家・地域住民・NGO・女性・ユースが政策・施策・事業計画等の場に参加する。

### 政策・施策

水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T.22	T.22-1	国際会議に参加し、イベントの共催などを通じて情報の収集と発信を行う。
	T.22-2	国外への情報発信のためのツールを作成する。
	T.22-3	国内への情報提供のための資料の翻訳を行う。
	T.22-4	連携する組織・団体との協働活動を実施する。

#### 国際連携



#### これからのスケジュール

2021年12月12日:キックオフ集会(小山市)2022年8月から9月:生物多様性条約COP15ポスト2020生物多様目標策定

#### 夏:

#### 実行計画検討ワークショップ開催

11月:ラムサール条約COP14 水田決議のフォローアップ (展示・サイドイベント)

